

感 発 0901 第 1 号
令 和 8 年 9 月 1 日

都道府県知事
各 市 長 村 長 殿
特 別 区 長

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について（公布通知）

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 136 号）が本日公布されるとともに、本日から施行されることとなったところである。

その改正の内容は下記のとおりであるので、十分了知の上、関係機関等に対する周知方
願いする。

記

第 1 改正の概要

予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号。以下「実施規則」という。）第 5 条の 2 第 1 項において、予防接種を行うに当たっては、被接種者又はその保護者から、文書により、予防接種の実施に関する同意（以下「接種同意」という。）を得ることとしている。

接種同意の有無については、今般、予防接種事務のデジタル化により、被接種者又はその保護者が医師による診察・説明を受けた後に、医師に口頭で伝えることとし、当該医師が当該接種同意の有無をシステム（※）に登録する仕組みを導入することに伴い、実施規則第 5 条の 2 第 1 項の規定について、接種同意を得る方法を文書に限定する規定を削除し、予防接種を行う者が接種同意の有無を電磁的記録として記録することとする。

※ 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム

なお、予防接種事務のデジタル化以後も、被接種者又はその保護者が書面により同意の有無を示す場合が想定されることから、この場合においては、上記の接種同意の取得に係る運用を適用しないこととする。

第 2 施行期日

この省令は、令和 8 年 9 月 1 日から施行すること。